

産業水道常任委員会会議記録

日 時 令和元年12月13日（金曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午前10時34分 散会

付託事件

議案第110号、議案第121号、議案第122号、議案第129号、議案第131号中第1表中歳出中第6款及び第7款並びに第2表債務負担行為補正中産業水道委員会所管分、議案第133号中別表中歳出中第5款、第6款及び第7款、議案第135号、議案第136号、議案第139号、報告第95号中第1表中歳出中第11款中産業水道委員会所管分、報告第96号、報告第97号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第110号 水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- ② 議案第121号 水戸市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第122号 水戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第129号 水戸市植物公園観賞大温室・熱帯果樹温室改修工事請負契約の締結について
- ⑤ 議案第131号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第7号）中第1表中歳出中第6款（農林水産業費）及び第7款（商工費）並びに第2表債務負担行為補正中産業水道委員会所管分
- ⑥ 議案第133号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中別表中歳出中第5款（労働費）、第6款（農林水産業費）及び第7款（商工費）
- ⑦ 議案第135号 令和元年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）
- ⑧ 議案第136号 令和元年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
- ⑨ 議案第139号 令和元年度水戸市水道事業会計補正予算（第2号）
- ⑩ 報告第95号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第5号））中第1表中歳出中第11款（災害復旧費）中産業水道委員会所管分
- ⑪ 報告第96号 専決処分について（令和元年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第1号））
- ⑫ 報告第97号 専決処分について（令和元年度水戸市水道事業会計補正予算（第1号））

2 出席委員（7名）

委員長	大津亮一君	副委員長	森正慶君
委員	田口文明君	委員	黒木勇君
委員	渡辺政明君	委員	栗原文隆君
委員	内藤丈男君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長 田 尻 充 君

産業経済部長 小田木 健 治 君 産業経済部参 川 崎 幹 男 君

産業経済部
技 監 兼
農 政 課 長 深 澤 和 広 君 商 工 課 長 小 林 一 仁 君

観光課長 堀 江 博 之 君 農業環境整備課 小 田 博 之 君

農業技術
センター所長 清 水 健 司 君 公 設 地 方
公 卸 売 市 場 長 武 田 和 馬 君

上下水道
事業管理者 檜 山 隆 雄 君 上 下 水 道 局
水 道 部 長 伊 藤 俊 夫 君

水道総務課長 梶 山 哲 君 経 理 課 長 栗 原 千 尋 君

料金課長 倉 田 佳 則 君 水 道 整 備 課 長 杉 山 健 一 君

給水課長 梶 山 学 君 浄 水 管 理 事 務
所 長 島 孝 夫 君

農業委員会
事務局 長 横 山 英 雄 君 農 業 委 員 会
事 務 局 次 長 吉 川 正 浩 君

6 事務局職員出席者

法制調査係長 富 岡 淳 君 書 記 矢 吹 友 鏡 君

午前10時 0分 開議

○大津委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから産業水道委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第110号ほか11件であります。

お諮りします。この際、当委員会に付託となっております議案第110号ほか11件を一括議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 御異議なしと認め、一括議題とします。

それでは、付託議案等については一通りの審議を行いましたので、これより各議案等について御意見等を伺いながら採決に入ってまいりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、これより御意見等を伺いながら採決に入ります。

採決の方法は、挙手によりお願いします。

初めに、議案第110号 水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたらお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 ないようですので、議案第110号について採決します。

議案第110号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○大津委員長 総員挙手であります。

よって、議案第110号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第121号 水戸市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたらお願いします。

黒木委員。

○黒木委員 議案第121号につきましては、金谷地区60世帯185人が利用していた農業集落排水処理施設を廃止するに当たりまして、廃止される施設において、今後の利用方法、また、維持管理体制を明確にさせていただきまして、有効活用ができるよう努力していただきたいという意見でございます。

○大津委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 ないようですので、議案第121号について採決します。

議案第121号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○大津委員長 総員挙手であります。

よって、議案第121号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第122号 水戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたらお願いいたします。

黒木委員。

○黒木委員 議案第122号につきましては、平成30年7月に水戸市水道事業経営の基盤強化について、水戸市水道事業及び下水道事業審議会に諮問され、本年10月に高橋水戸市長へ答申がなされたものであります。

その中で、令和2年度に実施する平均13.7%の水道料金改定が明記されております。その後、当委員会におきましても本件が報告されましたが、市民生活に影響を与える状況を勘案し、11%まで引き下げることが可能であることが示されました。

平成26年に、前回実施しました水道料金の料金改定後の給水量におきましては、急激に減少しております。今回実施されますと料金改定後においても、この給水量の減少が懸念されます。それがまた、企業経営における給水、収益の減少へとも直結するため、負のスパイラルへ陥らないよう安全でおいしい水道水を多く市民の方に利用していただけるよう、不断の努力をお願いしたいと思います。

その上で、老朽化した管路及び浄水施設の更新事業費の確保をしっかりと図っていくこと。もう1点、企業債残高の低減を図るため計画的な借入れを行っていくこと。もう1点、台風19号による災害でも経験しましたが、自然災害や事故等においても復旧の資金的対応ができるよう建設改良積立金の維持を行っていくこと。このような点を踏まえて、確実な実施、推進をお願いいたしまして、賛成の立場からの意見とさせていただきます。

○大津委員長 ほかにございませんか。

渡辺委員。

○渡辺委員 議案第122号、これは同意をすところでございますが、値上げということは市民の生活とか、また意識に非常に大きく影響するというふうに感じております。

したがって、水戸市の考え方を市民に丁寧に御説明をしていただきたいというふうに思っております。

この値上げというのは、やはり将来を展望した上での計画的な取り組みであるというふうに私は理解しておりますので、また、そういう中で人口が減少してくるといふ、また節水意識が高まったりしてくるといふことは、いわゆる水の需要が減ってくるといったところにつながってきております。

したがって、今、国のほうの指導がありますように、この水道事業の広域化とか、そういうものをしっかり今後考えていっていただきたいと。ただ単に値上げをして、自分たちの老朽管の改修とかですね、それも大切なんですけれども、やはりもうちょっと大きな視野に立って、周辺の市町村との給水事業の広域化なども視野に入れて取り組んでいただきたいというふうなことを意見として述べておきます。

○大津委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 ないようですので、議案第122号について採決します。

議案第122号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○大津委員長 総員挙手であります。

よって、議案第122号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第129号 水戸市植物公園観賞大温室・熱帯果樹温室改修工事請負契約の締結について、御意見等がございましたらお願いいたします。

黒木委員。

○黒木委員 議案第129号につきましては、工期が令和2年9月となること、また熱源の工事は別途今後発注されることなどにより、オープンが令和3年4月ということで説明がありました。

長期間の休園となることから、また、さらに令和2年4月から都市計画部へ担当部署が移管されることなど大きな変化がある事業になっています。

リニューアルオープンへ向け、確実な事業推進と業務の引き継ぎを実施願いたいという意見でございます。

○大津委員長 ほかにございませんか。

渡辺委員。

○渡辺委員 議案第129号なんですけれども、昨日いろいろお話を聞かせていただきました。

やはり、古くなったものを新しくする、壊れたものを直す、これは当たり前のことであります。そうすよね。

要は、それだけの投資をして新しくすると、改修する、リニューアルするというのであれば、やはり大事なことはそれをどう生かしていくかということであって、今までのものをどんな形で、今後、もっともっと、市民の方、子どもたちにもそういうものを知っていただいたり、子どもたちのそういうふれあいの場としても使えるような、そういう大きな視野に立った、そういう植物公園が求められているかと思いますので、今度所管が変わるといときには、しっかりその辺の、今までの経緯経過を、今度は公園緑地課になるのかな。そういうところにしっかり伝えてほしいんですよ。これはただ単に直したと、古くなったものを直したということじゃないというようなことを、しっかり伝えて、やはり今まで担当の課長さん初め、職員の方がしっかり守ってきて、育ててきたんですから、それをしっかり残してもらうように、強く、次のバトンタッチのときには伝えていただきたいというようなことを申し述べておきます。

以上です。

○大津委員長 ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大津委員長 ないようですので、議案第129号について採決します。

議案第129号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○大津委員長 総員挙手であります。

よって、議案第129号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第131号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第7号）中第1表中歳出中第6款（農林水産業費）及び第7款（商工費）並びに第2表債務負担行為補正中産業水道委員会所管分について、御意見等

がございましたらお願いいたします。

渡辺委員。

○**渡辺委員** この債務負担行為は観光課の水戸の桜まつりの件だと思うんですね。梅まつりに続いての桜まつりというようなことで、桜というのは日本人としては大変ね、いろいろ心に感ずる、そういう花だと思っております。

ぜひ、水戸らしい桜まつりをさらに盛り上げていただくように、しっかり受けとめてやっていただきたいということを意見として述べておきます。

○**大津委員長** ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** ないようですので、議案第131号について採決します。

議案第131号中第1表中歳出中第6款及び第7款並びに第2表債務負担行為補正中産業水道委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○**大津委員長** 総員挙手であります。

よって、議案第131号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第133号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中別表中歳出中第5款（労働費）、第6款（農林水産業費）及び第7款（商工費）について、御意見等がございましたらお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** ないようですので、議案第133号について採決します。

議案第133号別表中歳出中第5款、第6款及び第7款について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○**大津委員長** 総員挙手であります。

よって、議案第133号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第135号 令和元年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）について、御意見等がございましたらお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** ないようですので、議案第135号について採決します。

議案第135号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○**大津委員長** 総員挙手であります。

よって、議案第135号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第136号 令和元年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について、御意見等がございましたらお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 ないようですので、議案第136号について採決します。

議案第136号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○大津委員長 総員挙手であります。

よって、議案第136号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第139号 令和元年度水戸市水道事業会計補正予算（第2号）について、御意見等がございましたらお願いいたします。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大津委員長 ないようですので、議案第139号について採決します。

議案第139号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○大津委員長 総員挙手であります。

よって、議案第139号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、報告第95号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第5号））中第1表中歳出中第11款（災害復旧費）中産業水道委員会所管分について、御意見等がございましたらお願いいたします。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大津委員長 ないようですので、報告第95号について採決します。

報告第95号について、承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○大津委員長 総員挙手であります。

よって、報告第95号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第96号 専決処分について（令和元年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第1号））について、御意見等がございましたらお願いいたします。

黒木委員。

○黒木委員 報告第96号につきましては、台風19号による災害復旧に要する期間、農業集落排水の復旧に要する期間が令和2年9月まで時間を要することから、現状の仮設の機器類が確実に稼働しまして、市民生活に支障のなきよう確実な運用をお願いいたします。

○大津委員長 ほかにございませんか。

渡辺委員。

○渡辺委員 報告第95号のときもちよっとね、手を挙げるのを忘れちゃいましてごめんなさい。報告第95号、報告第96号、また、その報告第97号は全てね、災害復旧というようなことでございます。

今回も、災害復旧に当たっての補正は、専決処分ですぐ早い対応をしてもらったというようなことで、被災者の方も、大変安堵しておるところかと思えます。

今後も、事務執行に当たっては、やはり被害を受けた方の心に寄り添うような、温かい、また素早い対応

をしていただきたいなというふうに思っております。

今回も、農業集落排水のほうも、昨日きちんとお話を聞かせていただいて、被災をされた方も、とりあえず安心した日常の生活が送れるというようなことも担保できたということで、大変うれしいという声も聞いておりますので、ぜひとも、そういう被災した方の痛みを知るような、そういう対応を願っております。それを意見として述べておきます。

○**大津委員長** ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** ないようですので、報告第96号について採決します。

報告第96号について、承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○**大津委員長** 総員挙手であります。

よって、報告第96号は承認すべきものと決しました。

報告第97号 専決処分について（令和元年度水戸市水道事業会計補正予算（第1号））について、御意見等がございましたらお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** ないようですので、報告第97号について採決します。

報告第97号について、承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○**大津委員長** 総員挙手であります。

よって、報告第97号は承認すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案第110号ほか11件についての審査は、全て終了しました。

なお、この際、本会議における委員会報告書についてお諮りいたします。委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、この際、特に執行部より発言を求められておりますので、これを許します。

なお、資料の提出を受けておりますので、事務局より配付させます。

〔資料配付〕

○**大津委員長** それでは、小田木産業経済部長。

○**小田木産業経済部長** 説明のお時間をいただきありがとうございます。

12月11日付で各議員にお送りさせていただきました水戸市と藤原浩氏のかかわりにつきまして、改めて御報告をさせていただきます。

県内の食の関連事業者との間で金銭トラブルがあります藤原氏につきましては、本市におきましても講演会の講師やブランド化に係る外部専門家として協力をお願いした経緯がございます。

本市におきましては、平成24年度から水戸の梅を食の分野でも活用し、ブランド力を向上させる取り組みを進めているところでございます。

その中で、平成28年度には、さらなるブランド化に向けまして、県補助の産地改革チャレンジ事業を活用し、シンボルマークの選定に取り組むこととしたものでございます。

その際、外部専門家として依頼した藤原氏からデザイン案が提案され、そのうちの一つをデザインの一部を修正した上で、事務局案として、県、そしてJAを交えて検討し、梅産地づくり協議会の主な委員に了承を得て商標登録を行ったところでございます。

このデザイン案につきましては、藤原氏はデザイナーは知人であり、使用等の権利は協議会が所有できると説明しており、また、資料の2ページの類似デザインについて確認した際も、デザイナーから藤原氏に提供されたもので、著作権上の問題はない、自由に使ってもらって問題ないという説明もあったものでございます。

しかしながら、12月2日の新聞報道等を踏まえまして調査を行い、現デザインの制作者を探し連絡をとったところ、12月10日に当該デザイナーから藤原氏とは面識がなくデザインの使用許諾もしていないとの回答があり、藤原氏の説明が虚偽であることが判明したものでございます。そのため、デザイン使用を一時中断したところでございます。

今回の件に関しましては、市といたしましても、デザイナーへの直接の確認や、また使用許諾の文書の取り交わしを行わなかったなど、権利に係る部分の取り扱いが十分でなく、不適切な部分もあり関係者の皆様に御心配をおかけしていることを反省しております。

今後、マークのデザインの制作者との協議を進めますとともに、水戸の梅産地づくり協議会の関係者とデザインの継続使用も含めまして今後の対応の協議を進めてまいります。

今後とも、水戸の梅のブランドを傷つけないよう対応を進めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○**大津委員長** それでは、委員より御意見、御質問等がございましたら発言を願います。

黒木委員。

○**黒木委員** 報告いただきましてありがとうございます。

連日、新聞でも取り上げられておりますし、またテレビの報道番組でも連日この件が取り上げられている状況の中で、やっぱり市民の方からの問い合わせも非常に多い状況であります。

その中で1点、ちょっと確認したいんですが、2016年10月にこれを決めて、翌年3月に市職員がネット上で類似したデザインのTシャツを見つけ、藤原氏に確認したというような報道がなされておりますけれども、これはネットで見つけて藤原氏に確認したというのが事実なのかということと、そのときどういうやりとりがあって、職員の方が上司に相談したとか、報告したとか、部長までいったとか、そういう状況をちょっと教えていただけますか。

○**大津委員長** 小田木産業経済部長。

○**小田木産業経済部長** 提出資料の2ページの上段にもございますとおり、平成29年3月に事務局職員がネット上に類似したデザイン、Tシャツのデザインがあることをたまたま発見したため、藤原氏に確認した

と。これは電話での確認をいたしました。そして、電話での回答として、ここのかぎ括弧があります同じデザイナーであり、Tシャツのデザインを作成したものが、藤原氏に提供された、著作権上の問題はない、自由に使って問題はないというような回答をいただいたということでございます。

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** そうしますと、水戸市としては藤原氏に確認して問題ないと。でも、デザイナーには連絡をとっていないということでもよろしいんですね。

○**大津委員長** 小田木産業経済部長。

○**小田木産業経済部長** はい。ただいま黒木委員の御指摘のとおり、この時点で藤原氏には確認をいたしましたけれども、デザイナーさんのほうには確認が漏れているということでございまして、本来であれば直接デザイナーさんへの使用の確認、あるいは使用許諾の文書を取り交わすべきだったものと考えておりまして、この点に関しましては反省をしているところでございます。

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** 茨城県の公社のほうでこういう形で、この藤原氏を登用してきた、また認めてきたという経緯の中で水戸市もそれにのっかってということ、信用してということ、被害者であるというふうには思うんですが、今後のことも踏まえまして、今回のことを教訓にさせていただいて、こういうことがないような形で、今回であればデザイナーに直接確認するということが必要であったと、事後になりますけど思います。

また、今後のことに関してなんです、市内のこのマークを使った菓子店の方々からは、この年末年始を迎えるに当たって、一番このお菓子等販売していく時期、また、これから梅まつりが始まる中で、年間で最大、商売として繁忙期に入る時期に、このマークが使えない。この包装紙を抱えながら、いつ使えるのかと、いつ使っているのか、また新たな包装紙をつくらなくちゃならないのかという、そういう迫られた状況の中で、何とか早く結論を出して、使えないんだったらこの時期に使えなくなりますとか、準備しなくちゃならない、そういう商業者の方々の思いに立った対応というのはどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○**大津委員長** 小田木産業経済部長。

○**小田木産業経済部長** 今回のシンボルマークの使用の一時中止に伴いまして、関係の事業者様には大変御迷惑をおかけしているところでございます。現在デザイナーさんに確認を進めているところでございまして、デザイナーさんからは水戸の梅ブランドにかかわって大変御心配をいただいているということもございまして、今後比較的良好な関係が築けそうだとということでございますので、デザイナーさんに、今後の使用許諾も含めまして協議を進めまして、また、関係事業所さんの意見も聞きまして早期に方針を決定したいというふうにご考えております。

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** この件に関しましては、とにかく早く、もう12月終わっちゃいますので、早急に対応を決定していただきたいというように思います。

○**大津委員長** ほかにございませんか。

渡辺委員。

○渡辺委員 今回の水戸市の立場というのは、善意の第三者なんですよね。いわゆる水戸市が直接これにかかわったというよりも、県を経由した話なんで、まず県は、こういう方を茨城大使に任命したというようなことで、何か水戸市のほうに話はあったんですか。

○大津委員長 小田木産業経済部長。

○小田木産業経済部長 藤原氏につきましては、平成26年度から令和2年12月3日までのいばらき大使を3日に解任されたということでございます。

また、2013年、平成25年度から平成29年度まで茨城食のアドバイザーとして、そういった肩書を持っていたということでございますけれども、県におきましても、現在、金銭トラブル等を含めて、今後の対応について検討しているということを伺っております。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 やっぱりね、県がね、そういうような形で、やはり一般の人は、いばらき大使とか、そういう名前、ネーミングに非常に弱いよね。これきっと県が任命した方なんだから、この方はしっかりと仕事を積み重ねてきて、いばらき大使に任命されたというのが一般的な見方だと思うんですよ。

そういう中で、こういう問題が、今連日メディアで報道されているということは、非常に茨城県にとっても、水戸市はまだ発信されていないのでいいんですけど、県にとったらね、本当に恥ずかしい、そういう状況だということをしっかり受けとめてもらわないと。私はね、これ一人一人の市民の方、県民の方にいちいち言ってね。実はこれはこうでああでとこでしゃべっているようなことしゃべれないんですよ。

一般の人はね、表面的なことしか受けとめていないはずですよ、これは。そうすると、何だっていう話になっていますよ。何でそういうことを、何でそういう人を選んじやったのというようなことだと思いますので、その辺についても、私は今回のことはもう終わったし、なってしまったんだから今さらもとに戻すことはできないので、これをどう対応していくかということで、ぜひね、そのデザイナーの方に必ずね、このデザイナーの方というのは、自分のものについては権威を持っていますよ。

ですから、例えば、この協議会のほうに迷惑がかかるような、例えば今度品物1点につき1個100円ずつくれとかね、そういうことを言われても、断れないんですよ。じゃ1個につき例えば、包装紙1枚につき、じゃマーク1点につき、1円くれ、10円くれ、100円くれ。そういうことにつながってくる可能性が高いので、ぜひともね、その交流、今うまくいっているという話だったんで、その辺のところをよくね、これからは商売の話になりますからね。

向こうが大きく言ってきて、幾らくれというのを、今度、こっちは安くしてくれというような話になる可能性が高いんですよ。そうすると、そういうものについて県のほうは、県から出た話で、水戸市は善意なんですから、協議会になったら、まさしく善意の第三者なんですから、そういうものに対してどういう対応を考えているのかも、今のうちから部内の中で、私は協議していったほうが良いような気がいたします。

それと、もう一つ、私の考えなんですけれど、おかしいと思っているのは、今先ほど言ったように、安易に、こういう方に委託するという風潮が物すごく多い。例えば中心市街地の活性化なんていうと、やれプランナーだ、やれコンサルタントだ、やれコーディネーターだ。そういう名前がつくと、何かすぐすばらしい人なんだと錯覚を起こしてすぐ頼んじゃう、委託しちゃう。

むしろ、一番知っているのは、課の担当者とかなんです。そういう人たちがしっかり自分の考えを持って、まずは、いろいろ対応していくというのが求められているんじゃないのかなと思うんですよ。

安易に何も考えないで、すぐ頼んでしまう。まずは自分たちがもう少し、努力したり、そういうものを、こういうものをきっかけに勉強したり学習したり、私はそういうきっかけになってもらいたいと思います。

安易な委託、依頼というのは非常に危険を伴うというようなことであって、ぜひ、もう少し、自分たちの課の中で、そういうものについて、コーディネーターを頼まなくたってできるようなことはたくさんあるんですよ。

そういうものを踏まえて、私はもうこの際にちょっと考え直すべきだと思います。こういうことが発信されるということは、茨城県の魅力が、やっぱり他人に任せているから魅力が向上しないんで、みずからが、よし、魅力を上げようというような気持ちにならなかつたら絶対だめよ。その上で、ベースの上で頼むと。専門家に頼むという。そういう方程式をしっかり水戸市も確立していくべきだというようなことを意見として述べておきます。

○**大津委員長** ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** ないようですので、次に、閉会中所管事務調査についてを議題とします。

本件については、お手元に配付しました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対して申し出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、来年の委員会についてお知らせをします。

来年の委員会は、明年、1月10日金曜日、午後1時30分より開催したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

なお、開催通知は1月6日月曜日に送付しますので、御了承願います。

それでは、以上をもちまして本日の産業水道委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前10時34分 散会